

中国憲政史の視界——『立憲国家中国への始動』をめぐって

広島大学 水羽信男
下関市立大学 金子 肇

水羽信男

本書の概略

早速報告を始めさせていただきます。今回は、本日のシンポジウムの実質的なコーディネーターである布川さんから、曾田先生の本の意義を日本史の研究者にも分かるように説明して欲しい、またこれまでの曾田本に対する書評〔以下、適宜、付録のレジュメを参照のこと——水羽注〕の論点をかみ砕いて紹介して欲しいとの依頼を受けました。そこでまず私から「『立憲国家中国への始動』について」ということで曾田本の概略をお話して、その後、金子さんの方から「憲政史の視界」ということで、発展的な問題提議をしていただくことにしました。

レジュメでは曾田先生の本に関して、まず問題意識、研究課題、考察時期と、まとめています。口頭でも補足したいのは考察時期の問題です。中国の近代史に関して、最近、20世紀中国という枠組みで議論されることが増えてきました。かつては1840年にはじまったアヘン戦争から中国の近代が始まった、と言って来たのですが、最近では20世紀中国史という枠組みで、中国の近代を語るということが多くなってきたのです。けれども、従来の研究の中では、なぜ20世紀なのかということの積極的な説明はあまりないように、僕は感じています。しかし曾田先生は、20世紀の初頭の歴史的な意味を、国際社会の変化、そしてその変化に伴う、中国国内状況の変化に注目し、なぜ20世紀のはじめから中国の近代を語りうるのか、ということに関して明確な根拠を示された(曾田『立憲国家中国への始動』p.3、以下、以下同書からの引用は頁数のみを記す)。まずこの点を確認しておきたいと思います。

曾田先生の研究方法の特徴について、レジュメでは3点あげています。その最初は法形成における対外的な刺激の持つ意味を重視するという点、これも少し時間をとって説明したいと思います。曾田本ではこの点について「主権の回復を図るためには、憲法を基本とするところの、国内の法体系の整備が強調されることになり、「対外的主権の回復には内政改革が前提」になるのだという指摘があります(pp.42-43)。こうして20世紀の初めに憲政が問題となりました。

これまでの研究ではともすれば、戦争やボイコットなど「民衆闘争」的な「反帝国主義」の動きが評価されてきたわけですが、曾田本が注目する国内の法体系を整備することによって、国際的な地位を向上させるというのは、当時において、かなり現実的で有効な具体策だったのだろうと感じています。こうした点をこれまでの研究史は十分にとりあげてこなかったのです。

本書の成果

本書のもっとも評価すべき点と僕が考え、また各書評が一致して認めているのは、中国近代史研究における欠落部分だった憲政問題を正面からとりあげたことです。ただ問題は、なぜ憲政史が

これまでとりあげられなかったのか、そのことの検討であり、その限界の突破を可能とした本書の方法論を学ぶことが、重要だといえるでしょう。これまで憲政問題を直視させなかった要因は、根本的には「辛亥革命史観」だと僕は考えています。つまり人民による変革＝革命の歴史を主軸とし、その変革の輝かしい歴史を顕彰することに力を入れて歴史を描いてきた中国近代史研究の限界が、こうした欠落部分を作ってきたと考えています。

しかし、こうした研究の問題点そのものは、日本ではすでに1970年代後半から自覚的に意識されはじめ、今日では中国においても「革命史観」の克服の必要は認められているようです。その結果として日中両国においても、社会史研究が進展し思想史でも新しい議論が提示されるようになりました。それにも関わらず、曾田先生も指摘するように国家制度への関心が希薄だという状況は、そうは変わっていないのです。

それはなぜなのでしょう。辛亥革命期に即していえば、政治的な混乱の続く中国近代史において立憲制は、現実的な意味をもたなかったという歴史観が研究者を規定していたからだと、僕は考えています。つまり政治的な混乱の続く中国近代史において、憲法は現実的な意味をもたなかった、という見方が根強く、中国の人々を救うのは武力を持つてする革命闘争であり、その成果として民主が実現するのであって、憲法というのは単なる空文でしかない、という価値観があっただろうという風に思っています。あるいは憲法を取り上げたとしても、辛亥革命を指導したとみなされた「革命派」の「臨時約法」を民主的として高く評価するとどまり、他方で、革命の成果の「篡奪者」とされた袁世凱のもとでの憲政は、「偽物」として分析の対象とされなかった。

ではどうして曾田先生は、本書で憲政をとりあげることができたのでしょうか。それは「変革されるべき清朝の国制上の諸問題やその後の中国が追求し続けた政治課題」という政治史のメインストリームをすなおに重視した結果だと思われます。曾田先生によれば、近代中国において「専制国家中国に代わる新たな国家形成こそが重要なテーマ」となるのであって、当時の歴史の展開過程において「君主制か共和制かといった形態の違いはともかく」、変革を目指す知識人が求めたのは「立憲国家であったことは間違いない」のです(p.375)。辛亥革命によって、中国の歴史が断絶したとする「辛亥革命史観」を克服し、清朝から中華民国期にかけての連続性を問う視座が重要だといえるでしょう。

第2にこれまでの書評が評価すべきとしている点は、今日の合評会が示しているように、日本史研究者との対話を可能としたことです。それはおそらく日本史研究の成果を曾田本が十分に吸収しているからでしょう。この点は広島中国近代史研究会の伝統の一つであり、今日参加している笹川さんや、報告者の金子さんにも引き継がれています。僕などはかなり遅れてその重要性を理解するのですが、彼らは学部生時代から日本史研究者の仕事は面白い、その面白さを方法のレベルで、そして実証のレベルで学んでいく、ということによってやられてきた。そうすることで、歴史学研究としての中国近代史研究のレベルアップを自覚的に図ってきたといえます。

僕たちは日本史研究に学んでこそ、東アジア地域史が構想できるし、中国人研究者との意味ある交流が可能と考えています。日本史研究の精華を学ぶことで、これからの中国近代史研究は、実証面では中国人研究者の精緻さにはかなわないかもしれないけれども、学問として意味のある討論、

議論ができるのではないかと、僕はそういうことをこの本を通じて感じています。

第3の点は地方官制へ着目したことです。それは横山宏章さんが言うように「中央官制と地方官制の改革」と「中央＝省関係の調整」は、帝國的広がりを持った中国にとって、「大一統」をめぐる永遠の課題であるからです。中国にはロシアを除くヨーロッパがすっぽりと入ります。そんな国の中央・地方関係は無視してよいわけではないだろう、ということです。

ところで日本の中国近代史において、地方政治の重要性をいち早く問題提起したのは、我々の指導教員であった横山英先生です*1。横山先生の問題意識は、中国の民主化は地方から発展することもありえるという点でした。本書は改めてこの問題にはふれていませんが、中国の民主化の経路の形成という視角からも、本書の地方官制への着目は評価しうるのではないかと僕は感じています。

書評が提起した論点をめぐって

こうした成果を前提として、各書評者から問題が提起されている。書評者は若手からベテランまで、本書を論じるのに相応しい人びとが、力を込めた書評を執筆しています。そこから学ぶことも多いと、今回、報告をまとめるにあたり改めて実感しています。

論点の第1は立憲主義をめぐるものです。中村元哉さんは、法学・法哲学の研究に学びつつ、立憲主義を憲法に基づく政治という広義の意味だけでなく、狭義の意味、すなわち民主的国家権力の濫用に対して、国民の権利・自由を保障する思想あるいは制度（規範概念）と捉え、重視しています。民意をバックとした立法権の暴走をいかに制度的に阻止するのか、という立憲主義の根幹にかかわる問題として立憲主義を捉えているのです。そのうえで、敗戦以後の日本の学界では、「大日本帝国憲法」の国家主権の範囲内での諸議論を否定して、「日本国憲法」を守る立場から国民主権・基本的人権・平和主義を前提とし、憲政が論じられていることに注意を促しました。

中村さんと同様の視座は、吉見さん・横山宏章さんの議論にもみられます。彼らは行政府の問題に議論を取込させた本書に批判を加え、憲政をタイトルとする以上、司法の問題にも言及すべきだったと批判します。他方、20世紀初めから国会開設を求める運動が展開していましたが、こうした動きに着目し貴重な成果をあげてきた李曉東さんからは、「著者が、近代中国の立憲過程のなかで、「責任内閣」が「国会」より本質的な課題であると考えれば、「責任内閣」に関する組織原理の議論がどのように立憲の価値原理と結びついていたのかについても、もっと十分に論じなければならないように思われる」と批判しています。つまり20世紀初めから1910年代にかけての中国の憲政史において、立法、司法、行政という三権について我々ほどのような分析を加えるべきか、ということが問題とされたわけです。

これらの批判について、僕は次のように考えています。まず個の尊厳というリベラルな価値を基軸に民主主義運動史を再検討しようという視座は、僕の問題関心でもあり、共感するところが多いのですが、司法の問題は重要な検討課題ではあっても、金子さんが滝村隆一さんの議論を前提に指摘されるように、当該時期（1905-1913）の政治史のメインテーマとはなりえないように思

*1 横山英編『中国の近代化と地方政治』勁草書房、1985年。

われます。すなわち「立法権・執行権が日々具体的な立法と政策遂行に携わるという意味で、積極的・能動的に国家意思の実現に関わるものであるのに対して、司法権はその過程で違法性・脱法性があった時に初めて作動するものであり、受動的・消極的な存在と言える。立法権と執行権の関係が統治形態を見る場合に最も重要だというのは、以上の意味においてである」ということです。

また李さんの議論の背景には、《議会の尊重＝民主》vs.《行政府の強化＝独裁》という枠組みがあるような気がしています。本当のことはご本人に聞いてみなければ分かりませんが、もしそうした視点を持っておられるならば、克服する必要があると僕は考えています。本書が指摘するように、「議会制度の導入に急進的であるか否かは必ずしも政治的民主主義の程度を反映しているわけではない」からです (p.100)。

こうした曾田本と批判者との間の着眼点の違いは、あるべき価値・目的とすべき課題から、当該時期の歴史を分析するという立場に立つのか（何が足りないのか、あるべき姿の萌芽として何が発見できるのか）、あるいは具体的な歴史の展開過程に密着し、そのなかで問題点を見つけて行くのか、という方法的な視座の違いに起因すると思います。どちらが良いとか悪いとかではないのは当然ですが、また僕自身は前者の立場から研究をしてきた者ですが、こうした歴史へのアプローチの仕方の違いがあることは確認しておいて良いように思っています。

また付言すれば、民主化の優先順位という問題も存在します。つまり国民国家形成という中国の近代化にとって、最大の課題は何かということです。議会の開設か、司法の独立か、あるいは責任内閣の成立かということは、すでに答えが出ている課題ではないように僕は感じています。この点については、本書でも多々指摘されており (p.273 など)、政治学の分野でもサルトーリが民主主義の発展のための条件が整っていない地域では、議会制度などの定着を性急に目指すのではなく、まずはリベラルな価値を承認する社会的条件の創出が重要だと指摘しています*2。

第2の論点は辛亥革命をめぐるものです。従来の研究では民主的だと評価の高い「臨時約法」への本書の言及の少なさが問題とされました。この点について中村さんは、これまでの辛亥革命史論の枠組みではなく、1930～40年代の中国における憲政をめぐる国際的な議論との関連から問題を提起しています。すなわち国民党系論者の「共和」への志向もまた1930年代以降、提起されるのであり、その始動として、つまり立憲主義思想の中国における形成の画期として「臨時約法」の意義を考えるべきでは、というものです。これは新たな視点であり、着目すべきだと考えています。あるいは横山宏章さんは「なぜ憲政が定着しなかったのかの説明が不足」だと批判しています。

こうした議論に関わって、確認しておくべきだと僕が考えているのは、曾田本の基本的な視座は、実効ある行政組織はいかにして作りうるのかであって、国際的な憲政をめぐる論争という中村さんの視点は興味深いものですが、清末・民国初の現実政治を動かす力は、「臨時約法」にはなかったという事実が、曾田先生にとってはより重要だったということだと思います。

この点に関して曾田先生はかなり自覚的に方法を鍛錬しています。たとえば「行政組織の変遷

*2 チェンバレンも「市民社会の創出の過程で国家は強力に関与する」という議論を組み立て国民党による独裁、つまり強力な権力を持つ行政府の存在を秩序と統合に有益である可能性を示唆している (Heath B. Chamberlain, "On the search for civil society in China", *Modern China*, 19-2, 1993.)。

を専門化と合議制に焦点を当てて分析」という台湾の歴史学界のリーダーの1人である張玉法さんの手法への支持は、人ではなく法による統治すなわち「法治を実現するためにはいうまでもなく法制の整備が必要であり、その基礎をなすのが憲法であった」という指摘 (p.387) ともあいまって、本書の問題意識の所在を示しています。曾田先生にとって、問題は民主主義をめぐるあれこれの理念の提示ではなく、現実政治のなかで何がなしたのか、という点にあったといえます。

同時に指摘しておくべき点は、辛亥革命のイメージの差です。事実の問題として、清朝から共和制への移行は、清朝最後の皇帝溥儀の「退位の詔」に示されるように、皇帝自らの判断として選択したもので、溥儀はこの詔のなかで、共和制は、伝統中国の理想的な政治のありようである「天下を公と成す」の実践だと説明しました。このことは曾田本がいうように「中華民國の誕生は完全な革命の結果ではないということ……清朝の統治権委譲によって南北統一の中華民國ができあがった」(p.377) ということの意味しています。書評者たちには、辛亥革命とは清朝を打倒した根源的な政治変革だという従来のイメージが、無意識的であれ、前提となっているのではないのでしょうか。

では何が立憲制の定着を遅らせたのか。その点に関わって本書が着目しているのは、中国の政策決定過程にみられる政治構造です。つまり「清朝の君主権は、中央内部のあるいは中央と地方の官僚が相互に牽制し合うことによって維持されていた」という事実であり (p.128)、「中華民國初年に地方制度が確定しなかった原因を単純に整理することはできないが、制度面では内閣の脆弱さとその結果としての政策案決定過程の複雑化・不安定化」(p.333) に着目すべき、というのが曾田先生のこの本における結論です。

つまり本書においては、前近代的な中国の政治構造の制約力から問題を考察しているといえます。伝統との関連については、李さんが伝統中国における民主化の内在的可能性について指摘しています。伝統のプラスの影響というテーマには、僕も興味を持っています。しかし本書の問題関心はあくまでも国制史におかれ、その定着にとって前近代的な政治構造がいかなる役割を果たしたのかに問題は限定されたといえます。本書の基本的視座からいえば、伝統中国の政治構造を近代化することは、もしかしたら現在の中国人が考える以上に困難なのかも知れません。みなさんのご教示をお願いします。

最後に「現地主義」批判をめぐる議論を紹介して報告を終えます。近年の中国における史料の発掘状況には目を見張るものがあります。かつて日本史の先輩方に地方文書を発掘する喜びとそれを解読することの楽しさを教えられたことがあります。語学力や金銭的な壁はあるにしても、ようやく中国近代史研究においても新たな展望が示されつつあります*3。しかし重要なのは、実証の厚みを増すことではなく、何のための実証か、という問いかけこそが必要で、中国史に即していえば、「中国近代史像を描きなおすことができたのか、あるいは描き直す手がかりを得ることができたのか」ということを曾田先生は強調されている (p.388)。

この点に関連して、曾田先生には「研究の意義を「問う」ことの難しさ」というエッセーがあ

*3 高田幸男・大澤肇編『新史料からみる中国現代史——口述（オーラル）・電子化（デジタル）・地方文献（ローカル）』東方書店、2010年など。

ります。これは関西の中国現代史研究会の創立 40 周年記念企画、三品さんが仕掛け人のようですが、「近現代中国を研究することの意義を問う」という連載の初回として、『現代中国研究』26 号 (2010 年 3 月) に掲載されたものです。このなかで曾田先生は、学問が時評とは別に現代社会のなかでいかなる存在意義を持ちうるのか、ということ問い続けることの重要性を指摘しています。端的に言えば、「できるだけ売れる学術書」(p.388) を書けるのか否かということになるのでしょうか。こうした点でも本書は極めて刺激的だった、ということを確認して、僕の報告を終えることにします。

金子 肇

さて、レジュメ 5 頁からは、「『立憲国家中国への始動』と中国憲政史」と題して、大きく分けて二つの論点、すなわち曾田先生が本書において中国史における「憲政史」というものを如何に捉えられているのか、そして先生の議論を踏まえながら「中国憲政史」の枠組みを考えると今後どのような論点が出てくるのだろうか、という 2 点について整理してみたいと思います。その上で、最後に先生の本に対して若干の問題提起を行って、この後の全体討論に議論の材料を提供できたらと思います。

中国史における『憲政史』とは

まず、レジュメの「中国史における『憲政史』とは」というところですね。最初に本書から読み取れる「憲政史」の定義というか、「憲政史」という枠組みに対する曾田先生の考えが窺える部分を拾い出してみました。それはレジュメに示した次の 5 点——①「憲法を基礎とする行政制度整備の歴史を基軸」(p. i)、②「憲法を基本とする法制の下での政策の立案と執行」(p. ii)、③「憲政の導入とは憲法の制定といった狭い範囲の課題だけを意味しているのではなく、中央と地方の政治制度の整備と運用、制度相互の連携、それに制度の整備や運用をめぐる人的資源の確保等、広範囲に及ぶ」(p.3)、④「憲法の条文の解釈だけでなく、その運用、さらには憲法の下において整備される政治諸制度の全般」(p.22)、⑤「清末民初の政治史を憲政模索の過程として描く場合も、憲法起草作業とできあがった草案の分析を行うだけでは不十分であり、中央と地方の官制、すなわち行政に関わる法制の分析を合わせて行うことが重要になってくる」(p.25) などが挙げられます。

これらの引用から窺えるように、曾田先生は憲法の制定だけに限らず、そこに付随してくる憲法附属法、一般法、さらには日本で言うなら条例とか政令のレベル、そういうあたりまで含めて、要するに憲法を中心とした政治的諸制度全般の整備・運用の問題として「憲政史」を考えられているように思います。その上で、本書では、憲政導入に即応した官制整備をめぐる中央と地方との関係、あるいは中央における集権的行政機構の編成といった問題が論点として取り上げられているのだと言えます。

以上の点を踏まえて、次に日本史ではどのように「憲政史」の枠組みが考えられてきたのかという点について、私は日本史の専門ではありませんが、二つだけ参考に挙げてみました。後で、できれば日本史研究者の方から「日本憲政史」の枠組みや考え方について、補足・紹介していただけたらと思います。

まず坂野潤治さんの『日本憲政史』を見ますと、坂野さんは①立憲思想の発達史と憲法制定史、②憲法の実施史すなわち憲法運用史（議会史と政党史）、それから③憲法学説史という枠組みで「憲政史」を考えておられます。その上で、とくに「憲法運用史」を憲法体制の実際の機能（運用実態）の分析、要するに憲法的秩序が政治過程に及ぼす影響、それを踏まえた政治史分析としてイメージされています（同書 pp.1-2）。他方、憲法史がご専門の大石眞さんの『中国憲法史〔第2版〕』も、「憲法史」の枠組みを①憲法体制成立史、②憲法体制運用史、③憲法思想史（憲法学説史）と区分しておられて、坂野さんの「憲政史」の枠組みとほぼ同じなのですね。大石さんは、「憲法史」を「憲法規範・憲法体制の形成・変更に向けられた動きを対象とし、憲法規範・憲法体制に結晶化された限りでの政治史上の事実に着目して、その意味を探ろうとする独自の試み」と捉えられています（同書 pp.8-9）、この捉え方は坂野さんの「憲法運用史」の枠組みと非常に近いのではないかと思います。

曾田先生が今回のご著書で中国史に導入された「憲政史」の考え方・枠組みは、ここに紹介した日本史の「憲政史」の捉え方、とりわけ「憲法運用史」の枠組みに——先生が日本史の成果を参考にされていたかどうかは別として——とても親和性を持っているのではないのでしょうか。

しかし、それでは中国史における「憲政史」の視角や論点も日本史に倣えばよいのかというと、必ずしもそうとばかりは言えないんですね。ここでは差し当たり、曾田先生の著作との関係から、「中国憲政史」の独自の論点として中国の伝統的統治構造（国制）と憲政導入との関係という問題について簡単に指摘しておきたいと思います。

曾田先生の本のなかで、中国の伝統的な統治構造の問題は2点にわたって重視されています。一つは、皇帝親裁を建前とする国家機構の併存・分立・分散とそれによる相互抑制の問題です。そこから、分立し分散した諸機構を誰が統合するのか、あるいは何処に統合するのかという深刻な問題が浮かび上がってくるわけで、要するに統合機能の欠如という点に問題は帰着します。もう一つは、中央と地方との関係において、皇帝直属を前提として中央官僚と地方官僚とが対等の関係にあり指揮・命令系統が不明確であるという点、そして、そうであるがゆえに地方権力の肥大化を防止するため、地方の行財政諸機構が分立・併存させられているという点です。以上の2点を総合すれば、地方を含めた体制全体における統合主体の欠如と特徴づけることができるでしょう。

こうした中国の伝統的統治構造（国制）に対する明治知識人の理解が先生の本の第4章で説明されています。中国のこのような特質を踏まえた形で、明治日本の清末立憲改革に関する議論が展開されていたことは非常に興味深い点ですが、こうした中国独特の歴史的統治構造の下で憲政を導入する、あるいは憲政導入を睨んで集権的行政府（責任内閣制）を組織するような改革を断行するのは、日本に比べて非常に難しかったのではないのでしょうか。このあたりを強調することによって、中国史における「憲政史」独自の論点が出てくるのではないのかという気がします。

中国憲政史の視界

さて以上に整理した点を踏まえて、次に「中国憲政史の視界」の部分に移って、中国史における「憲政史」研究の可能性について幾つか論点を挙げてみたいと思います。

第1に、日本史のように「憲法運用史」を一生懸命やってみようとしても、実はこれがなかなか難しいということです。中国の場合、中華民国の成立以来幾つか憲法が制定されていますし、憲法草案についても官民合わせてかなりの数が起草されています。しかしながら、公布・施行された憲法（「臨時約法」のような暫定憲法も含めて）が実際に運用された時期は余りに少なく余りに短いのが実情で、憲法体制の実際的機能（運用実態）を分析することは中国史ではとても難しいのです。

したがって、今までの中国近現代史の研究では、憲法の制定あるいは憲政運動に関する研究が中心とならざるを得なかったわけで、例えば1910年代は「臨時約法」の制定と「天壇憲法草案」の起草、20年代は聯省自治運動における省憲法・聯省自治憲法の制定、1930年代から40年代は五五憲草の起草過程から抗日戦争中の憲政運動の展開、そして戦後における中華民国憲法の制定などが問題にされてきました。こうした制約のなかで、さらに「憲政史」として研究を深化させていくには、やはり曾田先生の本から学ぶべきことなのですが、憲法そのものや憲政運動それ自体だけではなくて、憲法に収斂する下位諸法のレベルも含めた政治諸制度の立案・実施・改変をめぐる政治史分析として「憲政史」を考える視点が必要になってくるのではないかと思います。

それから第2点めとして、これはすでに話したことなのですが、中国における歴史的統治構造という問題に注目し、伝統的国制改変史として「憲政史」を考えてみるということも可能だろうと思います。実は先ほど指摘した中央と地方との関係に現れた伝統的構造というのは、人民共和国の現在にまで持続しているんですね。そうした伝統的国制改変の問題を、現在まで視野にいれて考えていくこと、そしてその際憲政導入にもなって移植された西欧的諸制度と中国の制度的伝統との軋み・対立・融合（二項対立ではない）の過程としてそうした問題を扱っていくこと、こうした研究の視角も中国史独自の「憲政史」研究として意味があるのではないのでしょうか。

また、この点と関連して触れておかなければならないのは、中国社会論と憲政の制度的受容という問題です。つまり、先に述べたような制度的な伝統だけではなくて中国の社会は日本社会と異なる伝統的な特質を持っているわけで、そうした独自の特質を持った社会に憲政・立憲制を浸透・定着させていこうとする時、必ずや様々な問題が出てくるだろうと思うのですが、そうした点を「憲政史」の文脈で扱っていくことも重要でしょう。この点、今日は中国社会論に詳しい笹川裕史さんが参加しておられますし、後で述べる「若干の問題提起」の最初の論点とも関わってきますので、後の全体討論で改めて取り上げていただけたらと思います。

次に第3点めとして、これは水羽さんの話のなかで紹介された中村元哉さんの議論などが関係するのですが、「憲政史」を法学的な理解の下に構成していくということも分析の枠組みとして成り立つだろうと思います。「憲政史」の法学的理解というのはどういうことかと言うと、「立憲主義」的価値、すなわち国権濫用の制約と国民の権利・自由の保障といった制度的諸価値の実現の歴史として「憲政史」を構想していくということです。これに対して、曾田先生の本に触発されて

これまで私が述べてきたような「憲政史」の考え方は歴史学的理解、もう少し厳密に言えば政治史的・国家史的・国制史的な理解とでも称することができるかと思います。そして、こうした「憲政(史)」に対する理解の違いによって、「中国憲政史」の見方もかなり変わってくるはずです。

それから第4点めとして、中国の場合は日本とは違ってですね、1920年代から30年代以降になると新たな要素としてソビエト的国家構想——孫文の国民大会、共産党の労農ソビエトあるいは人民代表大会制——が出現するようになります。孫文の〈国民大会—五権政府〉構想は、むしろ皇帝と皇帝を頂点に頂く専制王朝の国家機構とを、それぞれ国民大会と五権政府とに置き換えた彼独自の発想に基づくところが大きいと思われませんが、国民大会に至高の権力を与える点で共産党のソビエト制や人民代表大会制と通じるものがあります。そして、注目すべきは、とりわけソビエト・人民代表大会制の階層的ヒエラルキーが、実は伝統的な中国の一元的国制——岩井茂樹さんの表現を借りれば「中央と地方とが単一の階層構造のなかで上部機構と下部機構として構成されている」ヒエラルキー——と親和性を持っていたという点です。

そうすると、曾田先生が今回の本で問題とされた清末以来の西欧起源の立憲国家構想と以上のようなソビエト的国家構想とが、伝統的国制の問題とも絡まりながら、近現代中国の歴史的展開のなかでどのように競合し、あるいはどのように合成され融合していくのか、このあたりの問題も中国憲政史の独自の課題になってくるように思います。

若干の問題提起

最後に報告の締めくくりとして「若干の問題提起」を行っておきます。最初に指摘したいのは、本書の第6章で江蘇省を素材として清末の省行政の制度的統一化と紳士の恒常的な行政参画が論じられていますが、この趨勢が中華民国成立以降どうなっていくのかという問題です。私のこれまでの研究によると、民国期になってから江蘇省では紳士層の省行政に対する恒常的な参画は見られなくなっています。曾田先生は本書で憲政史上の連続性を強調されているわけですが、われわれは連続性だけでなく断絶性にも注目して、その歴史的な意味を総合的に考えてみる必要があるのではないのでしょうか

また、本書の全体的構成の問題になるのですが、第6章に対応する民国期の地方分析(具体的には江蘇省)がなされていません。この点は、水羽さんが紹介してくれた吉見崇さんの書評が提起している、先生の「制度史的アプローチ」と、地域社会の構造的変動と立憲制・地方自治との関係を扱った田中比呂志さんの「社会構造論的アプローチ」との結合如何という問題に関わってきますし、また先に触れた中国社会における憲政の制度的受容という点ともクロスする問題だと思われま

す。それから第2点め、清朝と日本の「帝国憲法」下、それから袁世凱の新約法下の国家機構を比較してみますと、皇帝・天皇・大統領の下に国家機構が併存・分立しているという点で共通しているのです。そして、帝国憲法下の場合、いわゆる「大権政治」と「内閣政治」との相互移行が可能であると言うことができると思うのですが、清朝の場合はですね、これは曾田先生の本のなかでも述べられていることで、皇帝の権力を擁護するために中央諸機構や中央・地方の官僚が相互に分立

し牽制しあう構造をとっていたわけですが、したがって、有能な皇帝の場合は分立する輔弼諸機構を自在に駆使して実質的な親裁も可能になります。しかし、大抵の場合は皇帝が凡庸なため側近官僚が掌握する機構が権力の中核となったり、あるいは皇帝権の強化や擁護のために機構の新設・統合・再編などが行われて権力中核が移行ないし分散したりするということになります。

これに対して袁世凱の「新約法」下の体制は、大総統である彼個人に権力を集中するために作られたものだったのです。国家諸機構は併存・分立している点で「帝国憲法」下の体制と同じですが、その運用は大総統袁世凱の実質的な親裁を大前提としている点で異なっています。さて、そこで問題となるのは、「帝国憲法」の解釈において「大権政治」＝天皇親政的立場に否定的だった袁の政治顧問有賀長雄の発想です。本書が述べるように、有賀が主張していたのは超然内閣に実際の政治責任を負わず発想で、これは新約法と対立するのです。恐らく、有賀は新約法の起草・制定にも参画していたと思うのですが、この有賀の構想と制度化された体制との矛盾はどう考えたらよいのか。曾田先生は政治顧問の役割を非常に重視されているわけですが、政治顧問の打ち出す構想がそのまま国家制度として実現するわけではない。その意味で、国家意志の決定過程と政治顧問の役割との関係をさらに掘り下げて考えてみる必要があるように思います。

それから第3点め、これは時期区分の問題ですね、今回の先生の著作では立憲国家中国の「始動期」ということで、日露戦争期から袁世凱政権期までを分析対象にされたわけですが、それに続いてどのような時期区分を考えて「始動期」を設定されているのでしょうか。そして、時期区分をする場合、何を憲政史の軸とするのか。これは、「近代中国憲政史」の時期区分を如何に考えるかという問題に関わってくると思います。曾田先生は最初に紹介したような枠組みで「憲政史」というものを考えておられるのですが、「憲政史」の枠組みや軸の設定次第で時期区分も変わってくるだろうと思います。今回示された「憲政史」に対する枠組みの延長上において、「始動期」以降の時期区分をどのように考えておられるのかというのがお聞きしたい最後の点です。

以上です。ありがとうございました。